

令和2年度 第3回自治基本条例（仮称）策定専門部会議事録

日時：令和2年10月23日（金）
午後6時から午後8時00分まで
場所：役場4階委員会室

1 開 会

・出席者

部会員：源津 憲昭、新田 睦、京屋 愛子、村上 真美、板東 康治
瀬野 乗昭、佐渡 志郎、佐々木 良栄、森部 富士樹 ※敬称略 計9名
議 員：佐藤 晴観、八木 幹男、大坪 正明、野村 祐司、保田 仁
坂田 美香、中村 俱和、高田 紀子、山本 賢一 ※敬称略 計9名
（※議員はオブザーバーとして参加）
事務局：まちづくり推進課 今瀧課長、竹本課長補佐、安藤係長、田野主任

2 挨拶 今瀧課長

- ・今回は議会にもお声かけをさせていただいた。皆さんの話し合いを聞いていただく中で、専門部会の取り組みを御認識いただく機会としたい。内容は自治基本条例に対する勉強的要素を強くしたものとする。

3 議 案

（1）議題

議題1 自治基本条例について

<事務局説明>

- ・これまでの専門部会での話し合いや、部会員を対象としたアンケート結果を踏まえ、今一度、自治基本条例に対する部会員間の共通認識を持つことができるように、今回は勉強会という形で開催させてもらう。
- ・説明を聞いた上で、部会員の皆さんの条例に対する理解度や専門部会の進め方などについて忌憚のない御意見をいただきたい。

～議案に基づき説明～

<部会長説明>

- ・様々な都市の多岐に渡る条例について御説明いただいた。7月と8月に専門部会を開催したが、自治基本条例から入るのではなく、現在のまちづくりの問題点から議論を始め、情報共有と町民参加という2つの課題に行きついている。
- ・現行条例は1章から7章までであるが、その内3章と4章が情報共有と町民参加に関係しており、今は極めて狭い範囲で議論をしている。
- ・今回の目標は情報共有と町民参加について、今日勉強したこととこれまでの専門部会での議論を踏まえ、今後どのような形で進めていくのかを共有できればと考えている。

<委員間議論>

(委員) まちづくり委員4年目になるが、委員になるまで自治基本条例のことをよく理解していなかった。今回の説明を聞いて、既存条例ができた経緯などよく理解できた。委員になっていなければ条例を知らないまま過ぎていたかもしれないし、私のように条例を知らない方や、知らないと言えない方も周りにたくさんいると思う。

(委員) 箕面市の条例について勉強しており、ニセコ町の数年前に理念条例が作られている。条例に付帯して議会基本条例や保健福祉条例などが肉付けされている。あくまでも理念が先でその目的を達成するために、議会や福祉、子育て支援などを考えていく方がいいのか。それとも全てを網羅して考えていく方がいいのかという方向性が美瑛町には見えない。景観条例はまちづくりの一環としてあるが、それはあくまで景観を守るために作られたものであり、大きいまちづくりのビジョンを持った中で条例を肉付けしていく形がいいのか、目標をどこに置くのかが見えないと進めづらくなる。目的があるから委員の皆さんも頑張れると思う。町長が言うことはわかるが、町が何をやりたいのかは見えない。箕面市の場合は目的を達成するために、5年を期間とするまちづくり総合計画を立てているが、美瑛町はどこを見ているのかわからない。

(委員) 自治基本条例それだけが単体であってもあまり意味がないので、行政区など色々なことを含めて考えないと意味がないという話のように思う。

(委員) 要するに関連性を持たせないと、今やっていることと変わらないのではないか。

(委員) 滝沢市のように作り込んだ条例になると、私達の手には負えないし何年もかかる。海津市の場合は、細かい項目は付けずに未来への方向性を示している。方向性を示すところまでは専門部会でもできるが、細かい規定を設けるところまでの議論は、私達の手には負えないと思われる。

(委員) 理念を中心に考えるのか、細かい制度を一つ一つ作っていくのか、大きく分けると2つになる。箕面市はどのくらいの人口なのか。

(委員) 20万人弱である。

(委員) 自治体の規模が違うので参考にはしづらい。美瑛は美瑛独自の形でいいのではないか。

(委員) ニセコ町の農家に聞いたが、地元農家は入りづらく、いわゆる特例区のようになっており、条例に縛られることへの疑問と少し不自由さを感じているようである。

(委員) ニセコ町の条例は美瑛町の倍近くの記事があり細かく規定されているが、細かく規定を作っていくとそうなる。

(委員) ニセコ町で農家民泊を行おうとすると様々な規定やルールをクリアする必要があり、縛られている住民が疲れてしまう。それが本当にいいのか疑問を感じる。

(委員) 滝沢市は人口規模が増えており、議会条例や市民のコミュニティなど色々なことを決めている。おそらく将来展望を考えながら自治基本条例や他の条例を作っている。

(委員) 既存条例が現状に合っているかどうか、条文をどこまで掘り下げ、追加する部分が必要なのかどうかを検討して、現行条例にはない仕組みを盛り込むかどうかを議論していくべきだと思う。今の条例があるわけなので、今日の説明とリンクさせて、我々が多少検討する部分もあると思うが、今の条例をどれだけ多くの町民に広げられるか。そこから始めないと我々だけで決めた形になってしまう。

(委員) 既存条例を掘り下げの中で、小学生や中学生にもわかるようにするのか。目標として町民の何割の人に理解してもらっているかという所まで掘り下げなければならない。家族や会社

の人に条例のことを聞いてもなかなか理解してもらえない。条例を作ったとしても誰のためのものかわからない状態になるし、どうその状態をクリアしていくのかを考えなければ先に進めないのではないか。

(委員) 10月号広報に折り込んだ自治基本条例ニュースについて、10人程度に聞いてみたが1人知っているぐらいの感じで、ほとんど存在が知られていない。今回の取り組みを通じて条例を知ってもらうことが重要だと思っている。

(委員) どうやって知ってもらうかもそうだが、今までどうしてきたのかという原点も知る必要があるのではないか。

(委員) 3年ほど前に美瑛町に帰ってきたが、こういう場に参加させてもらうまでは条例について知らなかった。既存条例が今まで動いていたとするならば、まずはこれを読み解いた中で、今までどのように町政や町民に反映されてきたのかを学びたいと思う。今までこの条例があったから成り立っていたものがあるはずであり、それを知りたい。それからでなければ必要か必要でないかという議論に入っていけないと思う。足すのか足さないのか、今の美瑛町に合っていない所があるのか、既存条例を読み解く方がいいのではないか。

(委員) 今、私達がぶつかっている課題は情報共有と町民参加であるが、知らないうちに決まっているとか、色々言っても変わらないとか、基本的に不満は言わないが、条例を勉強しながら色々なことを解決していくということ。コロナ禍で町民集会をやるとか、インターネットを使ってやるとか、年配の人はインターネットを使えないとか、町民参加でも身近な問題について議論していく必要があるのかなと思う。

(委員) 既存条例を知ってもらうために、各章に何が書いてあるのかを自治基本条例ニュースに書いてみてはどうか。条例があることによって何が反映されたのかを説明してみてはどうか。

(委員) 既存の条例は表現が難しすぎて読み解けない。

(委員) 美瑛町の条例は他の条例と比べても割と簡単に書いてあると思う。

(委員) 本日の説明資料の中に、美瑛町独自の行政サービスが3つほど紹介されているが、18歳まで医療費無料などは、条例があることによって反映されたのではないかと。

(委員) それは行政からの提案ではあるが、町民から上がってきた提案が採用されたことを紹介できれば町民も理解しやすいのではないかと。それが町民参加につながるのではないかと。

(委員) 既存条例が作られた時に、それをベースにして総合計画を立てているのか、福祉支援などを考えているのか、その関連性が全くないのか、この条例自体のポジションが見えない。

(委員) 町民への認知度が低いので条例をいかせない。我々はこの条例をいかすために何をしなければならぬかを考えなければならない。

(委員) 前回の会議の際に、子ども達の将来のための条例となるようにしたいという委員の言葉があったが、中学生ぐらいでも読める条例にするとか、そういう特徴を持たせるのもいいことかもしれない。

(委員) 一番は町民がまちづくりに参加しましょうということで、他のまちの条例には、非常にシンプルなものや誰にでもわかるような条例もあった。美瑛町の既存条例を見ると、1つの条文が3行にも4行にもなっていて、短くしたほうが良いと思っている。

(委員) 法律のような難しい用語を並べた条例を作ったとしても意味が薄れてしまう。大人でも逐条解説がないと理解できないような条例では意味がない。

(委員) 条例を変えるのであればどこが必要で、どこを変えなければならないのかを、私達は一町民として考えていくということで、難しいことではない。

(委員) 条例と規則を横並びにすると一緒でもいいのではないかと思う。それを検証して文章を短くするとか、みんなに読んでもらえるようにするというコンセプトはいいかもしれない。

(委員) 他のまちでは災害や色々なことが規定されていたが、これだけ広範囲の条例となると専門部会では作りづらい。

(委員) どういう条文にするとか、どういうことを付け加えるとかは後にして、町民にどう知ってもらえる必要があるか、それが今の条例にどう書いてあるかということを検討する必要がある。

(委員) 今の条例をこうしていきたい、こういう条文を付け足したい、という所までは提示してもいいと思う。先ほど子どもへの理解と言ったが、子どもまでとは言わないまでも、子育て世代の親が興味を持つような条例があれば、子どもに伝わっていくのではないかと思う。

(委員) 町長の掲げるまちづくりの柱の中で、「未来につなぐ」と「みんなでつくる」があり、お子さんの話も出てきている中、子ども達にとっても自分たちがまちづくりに参加できる、関わられるということや、高齢者にとってもわかりやすく伝わりやすい内容であったらいいと思う。事務局でまとめた既存条例の気になる点を基に、今の条例を変えていければいいのかなと思う。まちづくり委員会や専門部会の場だけでは、なかなか全てを網羅することは難しいと思う。先日、町内の色々な委員会や団体の一覧を教えていただいたが、「みんなでつくる」となると、団体等の条例に対する意見を吸い上げることは難しいのだろうか。

(委員) 時間をかけることは問題ないと思うし、目指すところは再来年の4月というところはあるが、無理に作っていく必要はなく、皆さんの知恵を絞って積み上げていく段階にある。今日の話し合いを踏まえて、今後どうしていくかということ。言いたいことがあればたくさん言っていたきたい。

(委員) まちづくりは町民と議会、そして行政の三角形で考えた時に、その後ろには大勢の町民がいる。その中には役場の人の家族もいるし、町民の中には色々な団体活動をしている人も町民になる。町民の範囲はものすごく広い。そういう意味では、色々な団体に聞いてみることもいいのではないかと思う。

(委員) そうしなければ「みんなでつくる」という機運にならないし、どこか他人事で終わってしまう気がしてしまう。私は今回、このような機会を与えていただき勉強させてもらっているが、自治基本条例ニュースを見て、実際どのくらいの人が理解してくれているのか。

(委員) それは受け手の問題で、興味ないと言われてしまったらそれで終わりとなる。それでも発信する方は情報をどんどん発信しなければならない。受け手側がどう考えるかはどうしようもないことであり難しい部分でもある。

(委員) そこまで考えてしまうと、とても大きくなってしまうので、ここでは条例の中身をどうするかの方針を決めていくことをやっていかないと、いつまで経っても終わらない。

(委員) 受け手が今のままでも問題ないと考えるのは、既存条例が今の生活にリンクしていないということ。その説明を試みてはどうか。実は、条例があるから私達のまちの決まりはこうあるとか、こういうことが行われている、というメッセージの書き方もあるのではないか。今この条例があることから始まって、もう少し紐解いていきながら、やっていかなければならない。

(委員) 今回10月号でニュースを出したが、この意味は活動を知っていただくという他に、どう町民の人に伝えるかという捉えもあった。私が7月のワークショップで、もっと広報をわかりやすくして欲しいと言ったが、こういうことをテスト的にやっていくことによって、役場内にもインプットされ徐々に改善していくと思う。この条例ニュースを見て委員の皆さんはどう

思われるか。毎月はしんどいと思うが。

(委員) 今あるということを知ってもらうために、今の条例についてのニュースを出してみたらどうか。

(委員) 18歳まで医療費無料は自治基本条例があったからできたと言ってしまっているのではないか。条例が根幹となって皆さんの要望を役場が実現した形だということ、行政の中に盛り込まれたと言わないとわからない。町民は法令の解釈だけ説明されてもわからない。条例の下でこうなっていると具体的に言わないといけない。

(委員) そうなると関係ないという考えではなくはないか。十分に関係があると説明できる。条例が町民の生活にリンクするということを意識することが大事である。

(委員) 部会ですべきことを整理すると、①各条例にそれぞれ検討を加えていくこと、②町民に対して条例の策定過程を、個人や団体にどう情報提供し理解してもらうかということ、③条例のメリット・デメリットを発信すること、の3つとなる。

(委員) 現行条例を御紹介いただいたが、今の条例でこんなにいい条例があるじゃないか、今の条例をもっと活用すればいいよねという話の中に、だったら新しい条例を作る必要がないじゃないか、この条例をもっと活用していけば私の暮らしはよくなるのではないか、ということも感じないではないということはあると思う。この条例ができたのは2003年であり今は2020年、美瑛町の背景として少子高齢化や将来に対する不安など中身が変わってきたということ。そうすると最初に取りかかった情報共有と町民参加が、どう今の不安を取り除いていけるのかということに繋がらざるを得ないと思う。我々は何をやりたいのかということをもっと捕まえていって、そこから、そのためには何が必要なのかということはおのずと決まってくる。箕面市の例もあったが、それはまったくそのとおりでだと思っていて、一つは今を知ること、現行条例への理解、そして現状には合わないほころびみたいなものがどうしてもあると思うので、そこを掴んでいく。あるいは、条例の作り方として詳細な部分が必要かどうかという部分については消極的な意見も出ているようだが、はっきり言ってそこはこの会には求められていないというか、期待されていないというか、もっとそこは専門的な部分でやればいいのかと思うので、あんまりしり込みはせずに、いるものはいる、いるならどう作るのかという話をしていけばいいのではないかと思う。

(委員) 今後も軌道修正を入れながらやっていきたいと思う。次回のことも含めて、後日メールすることになるが、現行条例の条文を並べて、情報共有と町民参加の所だけを抜粋したものを作成している。質問1から6までについて皆さんで考えてもらう設問がある。これを考えることによって、ステップ1・2で出た課題を考えるという作業ができる。今日の議論の後、情報共有と町民参加の部分について、また現代に合っているのかということ、なぜその課題が町民から出てくるのかということを考えることを次に進める。条文を読んでいく上でもいい機会になると思うがどう感じるか。設問を考えてもらう宿題を出すというアイデアを考えているかどうか。

(委員) それもいいが、現在の条例にはない仕組みの紹介があったが、それに絡めたことを考えてもらったほうがいいのか。その方が早いのではないか。それを検討することにより現状と比較することもできるのではないか。個々で検討する中でわからないことがあれば事務局に聞けばわかるのではないかと思う。

(委員) 現行条例の仕組みについてそれぞれが考えてくることと、新たに入れるべきことも、これから出てくるのではないかということなどを考えてくること。

(委員) 町民参加と情報共有に係る6つの質問を考えてくことと、8つの新たな仕組みについて考えてくことの2つが宿題となるか。

→理念条例とするのか、仕組みをうたう実効性のある条例とするのかを整理しなければならないと思う。また、町民とのキャッチボールをどうしていくのかの整理ができていないのではないか。専門部会が課題を整理していく作業を進めていくのと同時に、今ある既存の組織とのやり取りをどう進めていくのが整理できていないのではないか。既存条例を基に検討を進めていくのであれば実効性のある条例を作っていくことになるし、理念条例としながら総合計画や各課の計画で補っていく形もあるという意見もあり、委員の皆さんの問いに対する整理はしている方がいいのではないか。

(委員) 理念条例的なものや、色んな条例が体系化されているものというのは、現状のまちづくりへの町民参加の問題や、現行条例が現状にマッチしているかどうかの見直しをする中で考えるところまでは考える。理念条例の検討も含めて勉強していかなければならない。

(委員) ニセコ町の体系図のようなイメージなのか。

(委員) 産業振興の部分でまちを考えましようとか、ざっくばらんな考え方で、関係する商工会だとか工業会だとか商店街だとか、そういう組織を網羅しながら条例を作っていくやり方、一括で全部網羅した中でやっていくやり方か、大変なので理念的なものを提示してそれに付帯する景観条例や都市計画だとか、建築業界でも一生懸命やっているし、私達が考える所は、概念的な所でいいのではないか。その中で各種産業の意見を聞いたりする程度でいいのではないかとということ。

(委員) 以前配布された一覧の町内団体にどういった形で周知できるか。そこをお願いするやり方もあるのではないか。この団体に条例を作成していることを周知する方がいいのか。

(委員) 公益の活動をしている方とか、業界団体とかの町民関連団体と、それに属していない個人の団体とそれぞれ違うので、その全てを町民として捉えてやっていく。

(委員) 周知するという目的を考えると両方当てはまる。

(委員) 属していない個人までを全て把握できるのだろうか。

(委員) 事業計画を立てて事業実施している団体と、あくまで個人である2つの町民がいる。

(委員) 前回のニュースはあくまで個人向けの発信であり、団体に発信するのでは捉え方も違うと思うので、できるのであればそうした方がいい。やらないよりはやった方がいい。

(委員) 場合によっては利害が絡むので、出てきた意見によっては手に負えない。そういったことにならないような、そういうお願いの仕方をすればいいのかなと思う。

(委員) それはそうなってもしょうがないと思う。

(委員) どんな意見がでてきても構わないと思う。

(委員) この団体一覧は、役場が町民の意見をどれだけ聞けるような体制があるかを調査したものであり、私達がこれから課題としていくことは、一般の我々の意見がどのように伝わっていくかということ。

(委員) 町民の定義は避けて通れないところかなと思う。

(委員) これからの仕組みを考えていくために、現行条例を考えていくこと、それから理念なのか制度なのか、どちらに行くかによって中身が変わってくる。次回までに勉強する。それからどう情報提供していくのか。個人なのか組織なのかということ。事務局と連携しながら進めていきたい。

→次回の宿題としては、①理念条例と制度条例の選択、②個人及び団体への情報発信、③現行条

例の深堀、の3つとなる。

その他

- ・ 次回の開催は後日改めてお知らせする。

4 閉 会